

令和7年度 大阪市立塩草立葉小学校「学校いじめ防止基本方針」

令和7年4月

I いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

II 本校の基本方針のポイント

「いじめはいつでも、どの子どもにも、どの学校においても起こりえる。」という認識のもと、「塩草立葉小学校いじめ防止基本方針」を策定する。いじめを許さない学校づくりに取り組むとともに、基本方針として次の4点をあげる。

1. いじめの未然防止

<基本姿勢>

「いじめはどの児童にも起こりえる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる」という事実を踏まえ、全ての児童をいじめに向かわせない取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善

- ①学習規律を確立する。
- ②基礎基本の定着を図り、わかる授業を工夫する。
- ③児童が安心して共に学ぶ学級集団をつくる。

(2) 自尊感情を高めるために

- ①学級集団づくりにおいて、自分の思いを表現するとともに、友だちのよさに気づくようにし、協力することの大切さが理解できるようとする。係や当番・委員会の仕事など役割分担をし、活発に活動することで、人の役に立つ喜びや学級の一員であるという安心感を育てていく。
- ②自己肯定の感情を育て、友だちのよいところを認めるようとする。
- ③たてわり班での活動を通して、高学年は、リーダーである自覚を持たせ、低学年には、みんなで活動する楽しさを味わわせる。自主的な活動を通して、やり遂げた充実感を児童が味わえるようにする。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ①道徳的実践力を身につける。
- ②命の大切さを知り、自分も友だちも大切にできる児童を育てる。
- ③一人一人を大切にし、互いを認め合える集団づくりを進める。
- ④携帯電話やスマートフォン、パソコン等インターネットやSNS（LINE、ツイッターなど）によるいじめや犯罪等に児童が巻き込まれないよう、被害・加害の未然防止に努める。
- ⑤全市一斉「いじめ(いのち)について考える日」の取組を進める。

2. いじめの早期発見

＜基本姿勢＞

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から積極的に認知する。

- ①学級での児童観察に加えて、全教職員が一人一人の児童に関わっていく。児童が誰にでも相談できる雰囲気づくりをする。児童の変化に気づいたときは、速やかに学級担任に知らせる。月1回の事例研修会で情報を共有し、指導にあたる。
- ②児童の変化を記録する。（5W1H）時系列を追ってわかりやすく書く。
- ③学期に1回「いじめに関するアンケート」を行い、認知したいじめについて早期解決を図る。心配な事案については、管理職・同担・生活指導部長に報告する。
- ④24時間子どもSOSダイヤル（0120-078-310）やLINEによる相談、子どもの人権SOSミニレター等の相談窓口を児童・保護者に周知し、児童が一人で悩んだり、抱え込んだりしないようする。

3. いじめの早期解決

＜基本姿勢＞

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ①いじめ事案を発見した時には、すみやかに管理職・生活指導部長・同担に報告し、生活指導部長を中心にいじめ対策委員会を設置する。
- ②被害児童の立場に立っていじめが深刻にならないよう保護する。加害児童には、いじめに発展した経緯を丁寧に聞き取り、自分の行動を十分振り返り、二度と友だちを傷つけることないよう指導する。
- ③双方の家庭と連絡を取り、事実確認して伝え、児童にとって一番よい解決法を考え、家庭と連携して指導にあたる。

4. いじめ問題に取り組むための校内組織

（1）学校内の組織

①いじめ対策委員会

- ・構成メンバー・・・校長、教頭、生活指導部長、教務、同担、関係児童担任、学年主任（必要に応じて養護教諭、特別支援教育、外国人教育担当等）
- ・活動内容・・・・児童観察やアンケートの結果より分析・情報交換
(情報の共有化・教職員の連携)
今後の措置について話し合う。
- ・開催・・・・いじめ事案の認知時に設置し、隨時開催する。

②校内研修会の実施

(2) 年間計画

①調査等

- ・児童対象のいじめアンケート・・・学期に1回以上
- ・教育相談を通じた学級担任による児童からの聞き取り・・・隨時

②研修会（例）

- ・事例研修会
- ・人権教育研修会

(3) 保護者や地域・関連機関との連携

- ①仲間づくりや授業の様子等をホームページや学校だより等で発信する。
- ②「いじめのサイン発見シート」等を活用し、家庭と連携して児童を見守る。
- ③学校協議会等で、仲間づくりに関する授業や取り組みについて伝え、いじめを許さない姿勢を伝える。

(4) 取組内容の検証

- ①「運営に関する計画」の取組結果をふまえて、改善していく。
- ②3学期のいじめアンケート結果をもとに、その年度の取り組みを検証する。

III 重大事案への対処

- ・生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い等があった場合、速やかに大阪市教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。
 - ①学校は、上記のような重大事態が発生した場合は、速やかに組織的な対応をする。
(窓口は、教頭に一本化する。)
 - ②重大事態の調査組織を置き、事実関係を明確にする。
 - ③いじめを受けた児童およびその保護者に対して情報を適切に提供する。
 - ④調査結果を大阪市教育委員会に報告する。

※ いじめ発見の際の流れ（例）

訴え・相談・気づき ⇒ **学級担任等による聞き取り** ⇒

学年主任・生活指導部長・同担・管理職等に報告 ⇒

いじめ対策委員会で指導方針の決定 ⇒ **被害児童への支援、加害指導への指導**

⇒ **被害・加害児童の保護者への連絡** ⇒ **学級、学年等での全体指導**

- 必要に応じて、市教委および区役所、警察署、大阪市こども相談センター、民生委員児童委員などと連携する。